

1-1

地域医療の充実

現状と課題

国民健康保険加入者の医療機関別受診状況を見ると、入院患者の半数以上が市外の医療機関を利用しています。このため、身近なところで、質の高い、より専門的な医療を受けることができるよう伊東市民病院をはじめ、地域全体の医療機能の充実が求められています。

地域全体の医療の充実を図るためには、伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であり、市民が「かかりつけ医」を持つことを進め、伊東市民病院は、専門的な医療が必要なときに対応できる機能を有することが必要です。また、より高度で、より専門的な医療が必要なときには、その能力を有する医療機関への紹介が的確にできるよう、地域外の医療機関との連携を深めていくことも必要です。

伊東市民病院は、指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営により、医師等医療スタッフを確保し、安定的な経営を実現しています。全国的な医師不足等により、公立病院の経営が大変厳しい状況にある中、将来にわたって地域医療の確保と、更なる充実を図るためには、引き続き指定管理者による管理運営により、安定的な経営を実現していくことが必要です。

伊東市民病院は、開院以来、24時間365日の第二次救急医療を担い、開院以前と比べ、救急車による市外搬送件数は格段に減少しました。また、順天堂大学附属静岡病院を中心としたドクターヘリの運行により、迅速な救急搬送が可能となるなど、救急体制の充実が図られています。伊東市医師会が担う第一次救急医療と伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要なときは、迅速に対応できる救急医療体制の更なる整備が必要です。

観光立市を目指す本市にあっては、伊東市民病院においても、医観連携を図る中で観光システムの一端を担う必要があり、そのためには、市民のみならず、観光客にも対応できる健診機能などの充実を図ることが必要です。

伊東市民病院は、平成26年3月に熱海伊東医療圏域で初めて地域災害拠点病院の指定を受けました。しかし、相模トラフや南海トラフでの地震などの大きな災害により、多数の負傷者等が発生することが想定されることから、負傷者等の負傷の程度や発生状況に応じて、適切に対応できる医療救護体制の確立が必要です。

目標

質の高い医療を受けることができるまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市内医療機関の受診率	国民健康保険被保険者医療機関別受診動向	平成22年8月	平成26年8月	入院 42.7% 外来 95.5%	新病院の入院患者を増やし、病診連携による地域内医療機関への逆紹介により、市内医療機関の外来患者数の増を図る。
		入院 30.0% 外来 80.9%	入院 32.3% 外来 82.0%		
市内医療機関の医師、看護師数	保健所集計	平成20年12月	平成26年12月	医師 118 人 看護師 550 人	新病院の医療スタッフの計画的な増員を図り、地域全体の医療スタッフの充実を図る。
		医師 105人 看護師 481人	医師 101人 看護師 516人		



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 地域内の医療連携の推進	病状等に応じて適切な医療が受けられるよう、伊東市医師会と協力して、伊東市民病院と地域内の医療機関の連携を更に深めるとともに、市民が「かかりつけ医」を持つことを推進する。
2 伊東市民病院の運営の充実	市内唯一の急性期医療を担う病院である伊東市民病院の医療機能の向上と安定的な経営に努めることで、地域医療の確保と充実を図る。
3 救急医療体制の充実	伊東市民病院が担う第二次救急医療体制の充実を図り、市内で完結できる救急医療の割合を高めるとともに、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関、第三次救急医療機関との連携を深め、地域の救急医療体制の充実を図る。
4 医観連携の推進に資する機能の充実	伊東市民病院においては、市民が安心して暮らし、観光客も安心して訪れることができる救急医療体制を整備するとともに、市民のみならず、観光客の利用も考慮した、医観連携の推進に資する健診機能の充実に努める。
5 災害医療体制の充実	伊東市民病院においては、地域災害拠点病院の指定により、災害時にその機能を活用するための医療スタッフの育成を進めるとともに、伊東市医師会が担う救護所や重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、災害医療体制の充実を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
市民とともに地域医療を考える機会の創出	市民、医療機関、行政が連携し、今後の地域医療のあり方を協議する機会を創出し、それぞれの立場での役割を考え、市民一人一人が地域医療の充実に取り組む意識を醸成する。

1-2

健康づくり支援

現状と課題

いつまでも健康で、より良く、より充実した人生を生き「健康寿命（お達者度）」を延ばすには、市民一人一人が人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防・歯科口腔衛生を行うことが必要不可欠です。本市の強みである豊富な温泉や豊かな自然を利用した、健康保養地づくり事業を通して、今後も一層、市民一人一人の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践できる環境づくりが求められています。

生活様式の変化により、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などの生活習慣病が増加しており、その早期発見・予防対策が必要となっています。本市はとりわけ、急性心筋梗塞の対県比標準化死亡比（SMR）^{※1}が男女ともに特に高い状況にあります。そのため健診率の向上を図り、生活習慣病のリスクの早期発見により、重症化の予防に努めていく必要があります。

近年の急速な経済発展に伴って、外食や弁当、惣菜、調理済食品の利用など食の多様化が進むとともに、忙しい生活の中で食の大切さへの意識が希薄化することにより、健全な食生活が失われ、栄養の偏りや食習慣の乱れが生じています。また、それらに起因する肥満や生活習慣病の増加、あるいは過度の痩身の問題や、食品の安全性の確保の必要性等が叫ばれています。本市においても同様の状況が進行しているため、地域や学校、観光、農林水産業その他様々な観点から、社会全体で食育に取り組む必要性が増しています。

健康で長生きするには、病気を早期発見・早期治療することが大切です。健（検）診の受診率を向上させるため、受診の大切さを啓発し、個人への受診勧奨や受診しやすい検診の環境づくりが求められています。

わが国では毎年3万人前後の方が自殺で亡くなるという異常な事態が長期に渡って続いており、特に20代から30代までの若い世代の自殺死亡率が上昇していることから、30代から50代までの働き盛りの男性や、更年期（45～55歳）以降の女性への支援に加え、若年者へのこころの健康づくりの支援も重要となってきています。

SARS^{※2}や新型インフルエンザなどの1970年以降、世界的に流行した感染症や、一時期の減少から再び注目され始めた結核等の感染症等の脅威が高まっており、感染症対策の強化が求められている中、予防接種法の改正により、集団接種から個別接種に変わり、各種予防接種の接種率の低下が問題となっています。予防接種の重要性を再認識することや感染症の蔓延防止のための正しい知識の普及啓発のための活動が必要となっています。

目標

健康で長生きできるまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
健康寿命 (お達者度)	県「市町別お達者度」 ・65歳から、元気で自立して暮らせる期間を県が算出したもの（要介護2～5の認定を受けていない期間）	平成21年	平成24年	男性 17.41 年 女性 20.64 年	長く健康で自立した生活を送るため、健康づくりへの意識向上を図り、県内上位市町の事例を参考とし、県平均値を目標値に定める。
		男性 16.43 年 女性 19.71 年	男性 16.68 年 女性 19.91 年		

※1 標準化死亡比（SMR）：地域間の年齢構成の格差を補正するための指標。県を100とした場合、死亡が多いほど高くなる。伊東市は男性236.8 女性210.1（平成20～24年）

※2 SARS（サーズ）：重症急性呼吸器症候群。SARSコロナウィルスを病原体とする新しい感染症で、新型肺炎とも呼ばれる。



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 市民の健康意識の向上と健康づくりの推進	温水プールや運動施設等を活用した健脳健身教室や各種健康づくり教室、健康フェスタの開催等、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」、歯の健康を守るための歯科健康教育に重点を置いた健康保養地づくり事業を推進する。
2 生活習慣病対策	講演会やキャンペーン等の開催により、広く市民に生活習慣病に関する知識の普及啓発や禁煙教育を進めるとともに、働き盛りの世代を中心とした職域との連携や伊東市医師会等の関係団体との協力を深め、がん予防や生活習慣病の早期発見、重症化予防の一層の推進を図る。
3 食育の推進	食育推進計画の策定や実践を通して、保護者や教育関係者等との連携により「食」に関して適切な判断のできる子どもを育むとともに、観光、農林水産業等の協力による伊東ならではの料理や食材をいかした取組を通じ、地域の食文化の継承を図る等、様々な関係団体とのネットワークにより「食」を通じた人づくり、まちづくりを推進する。
4 受診しやすい健(検)診の環境づくりと健(検)診内容の充実	伊東市医師会や伊東市歯科医師会及び伊東市民病院との連携を基本に、各種健(検)診について、多くの人が満足できるよう受診しやすい体制を整備する。
5 こころの健康づくりの推進	インターネットを利用したセルフチェックの導入により、こころの健康づくりやこころの病気に対する知識の普及啓発を図るとともに、専門の相談員による対面型相談事業を実施し、市民一人一人に応じた支援を行う。
6 感染症対策の推進	新型インフルエンザ等の感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種の実施及びエイズや性感染症等各種感染症の知識の普及啓発に努める。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
地域や民間団体による積極的な健康づくりへの関わり	地域や関係団体と行政との協働により、健康づくりに関する講演会や講習会を企画・開催する。また、関係団体等とともに、健康づくりの視点によるスポーツ施設等の活用を進める。

1-3

出産・子育て支援の充実

現状と課題

少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、不安定な経済状況などにより、若者の結婚や夫婦の子育てなどに対する価値観、意識が変化しています。その要因に子育て世帯の経済的な負担もあげられることから、子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援拡充が求められています。

家庭の孤立化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱く、また、育児力が未熟である若年の妊娠・出産割合も高くなっており、子育て中の孤立感や負担感が強まっています。医療機関、行政等各関係機関からの個々のサービス提供だけでなく、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制（ワンストップ拠点）の構築が求められています。

生活の夜型化等の生活リズムの乱れや、朝食の欠食等の食生活の乱れ等が深刻化しているため、食育講座等を通じ、小児期からの生活習慣病予防の意義を広めるなど、望ましい食生活に関する知識の普及や情報提供に努めていますが、今後についても、更に食に関する基礎知識の向上などを図ることが必要です。

ひとり親家庭等については、子育てと就業の両立が困難な状況にあります。ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就学支援、自立支援・教育訓練等による経済的支援及び就労支援の充実を図るとともに、相談支援窓口の設置の必要があります。

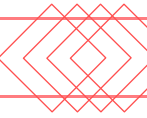
サービス業を基幹とする本市の特徴として、働きながら子育てを行う女性が多い状況です。夫婦で参加する機会が多い妊婦教室などの事業を通じ、家族での子育ての大切さの啓発を行っておりますが、近年、家庭だけでなく地域における子育ての意識の希薄化がみられ、母親の子育ての負担、悩みの増大につながっていることから、今後、地域ぐるみでの子育ての仕組みづくりが求められています。

目標

心身ともに健やかに子育てができるまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
子育てを楽しんでいる親（父親・母親）の割合	10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時実施「市民意向調査」 ・子どもとの生活で「毎日が楽しい」又は「負担が増えたが育児は楽しい」と回答した割合	平成 21 年度 92.80%	平成 26 年度 94.7%	97.0%	困ったときに相談ができる場や地域での支えなど、社会的、経済的な様々なサポート体制の整備の是非が、安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに育てるための条件となり、子育てを楽しんでいること通じているため設定した。
合計特殊出生率	厚生労働省「人口動態統計」 ・1人の女性（15歳から49歳まで）が一生涯に産む子どもの数	平成 10～14 年 1.45 人	平成 20～24 年 1.49 人	1.59 人	出生数に影響がある景気回復は不透明ではあるが5年間で0.10人増を目指す。 (平成 24 年) 全国 1.43、県 1.53



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 子育て世帯の経済的支援の推進	子育て世帯における生活の安定に寄与し、子どもの健やかな成長に資するため、伊東っ子誕生祝金の贈呈、子育て支援医療費助成、不妊治療費助成などの経済的支援を推進する。
2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	安心・安全な妊娠・出産・子育てが行えるよう、健康診査や健康教育の充実とともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の構築に向けた総合的相談の窓口の設置や産前・産後の専門的支援の充実を図る。また、食を通しての健康の確保に努め食育の推進を図る。
3 ひとり親家庭等の自立促進	ひとり親家庭等の自立促進を図るため、自立支援教育訓練、職業訓練促進給付等の就業支援と子育てや生活に係る相談支援体制の整備を図る。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
地域、関係機関等と協働し、地域ぐるみで子育て支援を行う取組	地域に保健師等が出向き、民生委員・児童委員や保健委員、ボランティアやNPO団体等の地域の人々とのつながりの中で、乳幼児が健やかに成長できる環境の場「サロン」事業や助産師による家庭訪問など医療機関等による産後の専門的支援を提供し、地域ぐるみでの子育て支援を図る。

1-4

保育の充実

現状と課題

現在、認可保育園は 10 園あり、指定管理者を含む公立保育園が 5 園、民間保育園が 5 園となっていますが、民間保育園については保育内容に特徴を持った運営を行っており、公立保育園においても地域に根付いた保育を展開しています。今後とも公立と民間の保育園それぞれが、切磋琢磨し合い、保育の質を高め、子どもの健やかな成長を支援していくとともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うことが求められます。

核家族化や母子家庭の増加、勤務形態の変化に伴い、保育ニーズが多様化する中で保育サービスの充実が求められています。公立保育園においては、平成 23 年 4 月、平成 24 年 4 月に 2 園を民営に移行しましたが、民営化と併せ公立保育園における多様な保育サービスを充実させていく必要があります。

3 歳未満児の 7 割程度は家庭で子育てが行われている中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化による子育て環境の変化などにより、子育てに関する悩みを抱える家庭があることから、子育ての不安感や負担感を払しょくするため、子育て中の親子の交流の場や、子育てについて相談できる場の提供が求められています。

平成 14 年度に 2 園、平成 17 年度に 1 園、平成 27 年度に 1 園の民間の認可保育園が新たに設置され、また、公立保育園においても定員を増やし、0 歳児保育の受入れを行うなど、待機児童の解消に努めてきましたが、今日においても低年齢児を中心として認可保育園に入所できない待機児童がおり、引き続き解消に努めていく必要があります。

発達障がい児等については、近年増加傾向にあり、保護者の就労状況により認可保育園での受け入れを実施しています。障がい児等が健常児と共に生活し、触れ合うことは人間形成にとって重要なことであり、障がい児等の特性を理解し、適切な対応を行うため、職員の知識の向上を図るとともに適切な保育等が実施できる環境づくりが求められます。

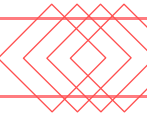
本市において、認可保育園は待機児童が増加し、幼稚園は集団が小規模化している現状があり、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援も不足しています。質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消のための保育の量的拡大、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、就学前の子どもに幼児教育や保育を一体的に行い、また、子育て支援をより一層充実させるために、保幼が連携する施設の整備が求められます。

目標

就労形態に応じた多様な保育サービスが受けられ、
子どもが地域とともに健やかに育つまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
子どもたちが健やかに成長していると思う割合	市が主催するイベントや乳幼児健康診査時、アンケートを実施 ・「お子さんが、健やかに成長していると思いますか」の質問に対し、「思う」と回答した人の割合	89.6%	平成 26 年	100.0%	子どもの健やかな成長は、子育て支援施策と密接な関係があるため、目標値を 100% とする。
			94.5%		



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 多様な保育事業の実施	休日保育、延長保育、一時預かり、病児保育などの保育ニーズに合った多様な保育を実施し、地域による特殊性や保育行政への要望に沿った保育の充実を図る。
2 地域における子育て支援拠点施設の整備	保育園入所児童だけでなく、地域での子育て支援の拠点場所として、認可保育所や地域交流スペース等において、子育て親子の交流や子育てに不安を抱える保護者等への相談事業、家庭訪問等の在宅支援を実施するため、子育て支援のための拠点施設を整備する。
3 待機児童解消に向けた取組の実施	認可保育所の施設整備や居宅において児童を保育する家庭的保育事業等を検討するなど、待機児童解消に向けた取組を実施する。
4 障がい児童等への支援	障がい児童等を支援し、理解するため、専門スタッフの配置や個々の障がいに対応できる専門知識の習得、また、認可保育所での障がい児の受入れ、対応するための職員配置を行う。
5 認定こども園（保幼一体化施設）の整備や就学に向けた保幼連携の推進	待機児童の解消や質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うため、認定こども園や保幼一体化施設の整備を検討し、幼稚園との交流も含め、就学に向け一貫した保育を推進する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
子育て経験者や シルバー世代の活用	核家族化が進む中、子育て支援対策は、保育園だけでは対応が困難なため、子育て経験者やシルバー世代と協働して、子育てに不安を抱えている保護者等への相談や訪問事業を行う。

1-5

高齢者福祉の充実

現状と課題

住民基本台帳による平成 27 年 4 月 1 日現在の高齢者人口（65 歳以上）は 27,348 人、高齢化率は 38.1%となっています。5 年前の平成 22 年 4 月 1 日現在の高齢者人口 23,717 人、高齢化率 32.0%と対比しますと急速に高齢化率が高くなっています。本市は、温暖な気候や緑豊かな自然、また温泉などにも恵まれており、高齢者の転入者も多く、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、平成 26 年 4 月現在の県内統計によれば、県内の市で 2 番目に高い高齢化率となっています。

高齢者が地域で自立した生活を継続していくためには、高齢者自身も地域福祉の担い手となりつつ、ボランティア活動に積極的に参加するなど、豊富な人生経験や知識、能力を持つ高齢者の社会参加活動を通じて、活力に満ちた社会づくりの推進が求められています。

高齢者は日常生活の中で転倒、筋力の低下、認知症などにより、生活機能が低下し介護が必要となる場合があります。そこで、高齢者が介護を必要とせずに自立した生活をするためには、早期からの介護予防に取り組むことが必要となります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持することができるようにするためには、地域包括支援センター※や医療関係機関、町内会、民生委員、ケアマネジャー（介護支援専門員）、サービス提供事業者等の関係団体によるネットワークを強化し、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向け、地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

介護保険制度は、高齢化社会を支える新たな社会保障制度として市民生活に定着しましたが、介護サービス利用者が年々増加していることから、介護保険制度の改正に適切に対応し、多様なニーズに応えるサービスメニューの構築及びサービスの質の向上への取組を行うことが重要となっています。その一方で、介護事業者の不正なサービス提供も発生していることから、必要なサービスを安心して利用できる適正な制度運営が求められています。

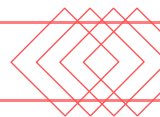
目標

高齢者が地域の中でいきいきと生活できるまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
元気な高齢者の割合	1-要介護・要支援認定者数 / 1号被保険者数	平成 21 年度末 85.5%	平成 26 年度末 84.3%	85.0%	介護予防施策等の充実により、元気な高齢者の割合の維持・向上を図る。

※ 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、様々な課題に対して、総合的なマネジメントを担い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の充実を包括的に支援することを目的として設置されたもの



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 健康で生きがいのある 暮らしの支援	高齢者がいつまでも心身ともに健康で、生きがい活動や社会参加できるよう支援する。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、各種福祉サービスを提供し、地域で自立した生活を継続できるよう支援する。
2 介護予防の推進	生活機能や認知機能が低下している高齢者を早期に発見するため、関係機関との連携を深め、情報収集に努める。その結果、要介護状態になるおそれの高い高齢者に対しては、従来の短期集中型プログラム（運動教室等）に加え、多様なニーズに対応できるサービスを整備・提供し、介護予防の一層の推進を図る。
3 介護が必要な高齢者の 支援	介護サービス等の一層の周知を図るとともに、誰もが必要な時に、適切なサービスの利用ができるよう提供体制の整備・充実に努める。また、介護給付適正化への取組を推進し、サービスの質の向上に努めることにより、信頼性の高い介護保険制度を構築する。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
地域住民相互で行う地域の 支え合い	団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を可能な限り送れるよう、地域包括支援センターを軸として、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

1-6

障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、個々の障がいの程度に応じ利用できる制度の充実と、地域の人々との交流を深め、互いに理解し合うことが大切です。本市では、個々の障がい者が利用できる制度やサービスの説明に努めるとともに、熱海地区と伊東地区の福祉関係機関等が障がい者支援に関し情報交換や課題を把握するため、熱海伊東地区地域自立支援協議会を活用し、相互に連携を図っています。また、身近に気軽に相談できる場所があることが、安心して暮らせることへつながることから、今後もより一層相談事業を充実していく必要があります。

障がい福祉サービスの充実を図るため、サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備や運営を支援するとともに、施設基盤整備に関する助成制度等について当該法人等に対し、国や県からの情報提供などを実施しています。将来的には障がい者が共同で生活を送る場として、グループホームやケアホームなどの居住系サービスの整備が特に重要となることから、障がい者への地域住民の理解や協力を得るため、市と事業所が協力して、障がい者理解への周知を図ることが必要です。

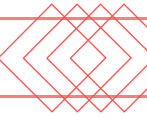
障がい者の働く場所の確保のため、雇用・福祉・教育など関係機関との情報交換を行っておりますが、雇用の現状は大変厳しくなっていることから、これらの機関との連携をこれまで以上に密にしていくことが必要です。

目標

必要とする障がい福祉サービスを受けながら、
安心して暮らせるまちを目指します

成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
市内の指定障がい福祉サービス事業所数	県の指定を受けた障がい福祉サービス事業所の数	平成 22 年度末 19 事業所	平成 27 年 4 月 1 日 23 事業所	25 事業所	平成 22 年度から平成 27 年度までの 5 年間で 4 件増加の実績を鑑み、今後については障がい福祉環境の進展を見込み、5 年間で 2 事業所の増を目指す。
市内企業の障がい者雇用率	ハローワークによる集計	平成 21 年 6 月 1 日 1.82%	平成 26 年 6 月 1 日 1.64%	2.00%	障がい者雇用制度の改正や企業の障がい者への理解が進んできたものの、依然法定雇用率（2.0%）を下回っている現状である。そのため、法定雇用率（2.0%）以上となることを目指す。



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 障がい者が身近に気軽に相談できる場所の確保	相談窓口として障がい者相談員を設置するとともに、専門的資格を持った職員による相談支援事業を実施し、個々の障がい者が、障がいの程度に応じた制度やサービスを利用できるように努める。また、地域の一番身近な相談員である民生委員・児童委員に向けて、障がい福祉についての理解を深めてもらうための周知を図るなど、その地域に暮らす人たちとの相互理解を深めるための支援を行う。
2 指定障がい福祉サービス事業所等への支援	障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備及び運営を支援し、サービスの充実を図る。
3 障がい者雇用推進への支援	地域自立支援協議会やハローワーク、その他福祉関係機関※との連携を図り、障がい者雇用の推進に努める。

※その他福祉関係機関：

伊豆地区の特別支援学校や障がい者を対象とする福祉機関等からの就労を促進するための伊豆地区就業促進協議会（PEC伊豆）、障がいのある方の就業面・生活面両面からの支援を行う障がい者就業・生活支援センターおおむろ（おおむろ）

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
障がい者と地域に暮らす人との相互理解や地域への受入体制の構築	障がい者が地域で安心して暮らすには、その地域に暮らす人たちとの相互理解が重要であるため、障がい者は積極的に地域活動に参加し、地域の人たちは障がい者が行う行事等に進んで参加し、互いに理解を深める。市は、日頃から障がい者が参加するイベント等を市民向けに広報し、参加を呼びかける。

1-7

地域福祉の推進

現状と課題

少子高齢化・核家族化が進み、ひとり暮らし世帯が増えている中、地域では、従来のような近所付き合いが少なくなり、人間関係は希薄になりつつあります。社会福祉法では「地域住民、社会福祉事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない」と、それぞれの責務について明記しており、地域で助け合い、支え合うまちづくりが求められています。

地域福祉^{*1}を推進するためには、地域住民の主体的な活動が何よりも欠かせないことから、行政は、これに組織的な取組を促し、協働して地域福祉の推進に努めなければなりません。また、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）」が施行され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ^{*2}、避難支援等関係者に情報提供を行い、災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための避難行動要支援者避難支援^{*3}を重点的に進める必要があります。

経済不況による失業者等、生活困窮者が増加しているため、援護を必要とする方が自立するための経済的支援や生活相談体制の充実等に努める必要があります。

目標

身近な地域の中で、互いに助け合い、
支え合う住民活動が行われるまちを目指します

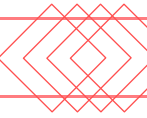
成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状 (H22)	現状 (H27)	目標値 (H32)	目標値の考え方
避難行動要支援者避難支援計画の個別計画における避難支援者登録割合	個別計画総数に対する支援者の登録割合	—	0%	50%	発災時に避難行動に支援が必要な方の支援者の登録率が向上することにより多くの要支援者の生命と身体を守ることにつながる。
社会福祉協議会会員件数	町内会を通じて募集している賛助会員件数	平成22年9月 18,581件	平成27年9月 16,874件	17,500件	社会福祉の担い手である社会福祉協議会の事業への参画・支持を示す指標。人口減の中、現状を維持しつつ、個人参加などを新たに加え、会員の拡充を図る。人口減と件数の減少・増加を比較することにより、社会福祉の担い手の広がりを示す。
伊東市ボランティア活動団体の登録、養成研修、あつ旋等を行うボランティアセンターへの登録者数	ボランティア活動に参加する意思をもって登録する個人や団体の数	平成22年9月 32団体	平成26年度末 36団体	40団体	住民相互で支え合うことのできる地域福祉のためのボランティア活動に対する住民の関心を示す一つの指標である。

※1 地域福祉：住民誰もが自立した生活や積極的な社会参加を進めるため、地域の様々な活動や課題等について、地域みんなでの考え、支え合う取組のこと。

※2 「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付け：災害対策基本法第49条の10

※3 避難行動要支援者避難支援：誰かの支援がなければ避難できない在宅者で、家族による支援が受けられない方を、町内会など地域みんなで連携しながら支援すること。



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 社会福祉関係団体が行う 地域福祉活動の支援	地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉関係団体が行う福祉相談業務やひとり暮らし世帯の見回り活動をはじめとする地域福祉活動を支援する。
2 避難行動要支援者避難 支援計画の推進	自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である避難行動要支援者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。
3 福祉ボランティアの養成	要約筆記、災害ボランティアコーディネーター等を対象にした各種講座を開催し、ボランティアの養成を図る。
4 生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への自立相談支援等の実施、社会福祉協議会の貸付制度についての説明・情報提供や、生活保護事業における被保護者の自立を助長するための就労指導など、困窮の程度・内容に応じた必要な支援を行う。
5 市内社会福祉法人の 適正な運営への支援	社会福祉法人への指導監査等を通じ、事業の適正な運営の確保と地域福祉への貢献を行う。

市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
この施策分野全体を	市民との協働により推進していきます。

1-8

保険・年金制度の運営

現状と課題

医療保険制度の度重なる改正により、制度が複雑になり、市民にとって分かりにくいものとなっています。市民が安心して的確な受診ができるよう、正確な医療保険制度の一層の啓発を図るとともに、国民健康保険の安定的な運営に努めることが求められています。

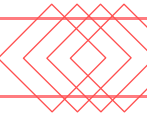
国保加入者の高齢化、医療の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり（一人当たりの医療費：平成 23 年度 270,527 円⇒平成 26 年度 287,800 円）、その疾病の主要なものとして、生活習慣を起因とする生活習慣病が注目されています。生活習慣の改善など、予防についての啓発を進め、引き続き健康な生活を営めるよう支援していく必要があります。

少子高齢化の急速な進展等の社会情勢の変化により、公的年金制度への不安や不信感が増大し、国民年金保険料の納付率は低迷しています。低年金や無年金という問題をなくすためにも、市民にとって最も身近で安心な相談窓口になり、国と連携した年金制度の普及に努める必要があります。

目標

国民健康保険・国民年金制度の周知・維持に努めます

注) 1-8「保険・年金制度の運営」は、国の制度運営に関する施策のため指標は設定しません。



目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
<p>1 医療保険制度の啓発と 国民健康保険の安定的 運営</p>	<p>医療保険制度に対する理解を深めるため、分かりやすい広報に努める。また、適正に賦課するために、収入申告、減免申請等の周知、勧奨を行う。</p>
<p>2 生活習慣病予防と適正な 受診</p>	<p>定期的な健康チェックのための健診を勧める。また、かかりつけ医・かかりつけ薬局の促進を図り、適正受診の意識を高める。</p>
<p>3 国民年金制度の啓発</p>	<p>国民年金保険料の納付意欲向上を図るため、年金制度への理解と関心を高めるよう、窓口における細やかな対応と、分かりやすい広報など情報提供を行う。</p>